

文化財防火の推進

京都市内には、世界文化遺産をはじめ、国宝、重要文化財、重要伝統的建造物群保存地区など、数多くの文化財があります。消防局では、これらの文化財を火災等の災害から守るため、様々な文化財の防火・防災対策に取り組んでいます。

京都市内の文化財

■ 特定文化財対象物

特定文化財対象物とは、国・府・市の指定・登録された貴重な建造物等について消防局長が指定したもので、区分に応じ必要な防火指導を行っています。現在 1,051 件の社寺等を指定しています。

区 分	指 定 対 象	指 定 件 数
1 号 対 象 物	世界文化遺産対象物	14 件
2 号 対 象 物	国、府、市が指定した文化財建造物等	193 件
3 号 対 象 物	国、府、市が指定した美術工芸品が所在する防火対象物	285 件
4 号 対 象 物	国、府、市の登録文化財が所在する防火対象物 その他局長が必要と認める防火対象物	559 件

■ 世界遺産「古都京都の文化財」（京都市内分）

賀茂別雷神社（上賀茂神社）、賀茂御祖神社（下鴨神社）、教王護国寺（東寺）、清水寺、醍醐寺、仁和寺、高山寺、西芳寺（苔寺）、天龍寺、鹿苑寺（金閣寺）、慈照寺（銀閣寺）、龍安寺、本願寺（西本願寺）、二条城 《14 社寺城》

世界文化遺産の関係者に対し、自主防火管理体制の強化及び防災施設の整備拡充について指導するとともに、世界文化遺産の周辺地域の住民に対しても、重点的に防火指導を行っています。

■ 重要伝統的建造物群保存地区

産寧坂、祇園新橋、嵯峨鳥居本、上賀茂 《4 地区》

歴史的な町並みを保存するため、保存地区の住民や各関係機関と連携し、自主防火体制の確立や防災施設の整備拡充について指導を行っています。

■ 文化財保護法による指定・登録文化財等

文化財保護法による指定・登録文化財等の件数はこちら（年報）

■ 京都府・京都市文化財保護条例による指定・登録文化財等

京都府・京都市文化財保護条例による指定・登録文化財等の件数はこちら（年報）

文化財の防火防災対策

■ 自主防火管理の徹底

社寺の境内等の巡回点検、夜間の閉門、火気使用設備・器具の点検など、出火及び放火防止対策を徹底するよう指導しています。

● 防火管理者の選任

文化財建造物の管理権原者に対し、収容人員の多少に関わらず防火管理者を選任し、消防計画の作成等の防火管理業務を行わせるよう指導しています。

● 自衛消防体制づくり

万一の火災発生時に初期消火、119番通報、文化財の搬出、避難誘導等の一連の活動を迅速、確実、安全に行うことができるよう自衛消防体制の強化を図っています。

● 防災設備の設置・維持

社寺等の実態に応じて、総合的な防災施設の整備拡充、防災施設や通報体制の自動化、日常点検の実施等について指導を行っています。

文化財防災施設



● 文化財公開時の防火管理の徹底

展覧会等を開催し、美術工芸品等の文化財を公開する場合は、火災が発生した際の搬出計画の作成、禁煙・喫煙場所の設定、消火器の設置など、火災予防上必要な措置を講じるよう指導しています。

● 美術工芸品等の防火管理

美術工芸品等の管理権原者に対し、火災発生時の搬出計画の作成や消火器の設置等、火災予防上必要な措置を講じるよう指導しています。

● 届出に対する防火指導

美術工芸品の公開、文化財建造物の改修、防災施設の設置等について京都市火災予防条例による届出があった場合、防火指導を行い、必要な場合は立入検査を行っています。

● 幕・カーテン等の防災処理

文化財建造物で使用されている美術工芸品等以外の可燃性の幕・カーテン等に防災処理を施すよう指導し、火災の拡大防止を図っています。

■ 喫煙・たき火等の制限

文化財建造物又は文化財が所在する建造物の内部や周囲等における「喫煙又はたき火等の裸火の使用」を制限し、出火防止の徹底を図っています。

平成30年5月1日現在、京都市では国宝・重要文化財を有する299社寺等に対して517箇所を禁止区域に指定しており、この区域には、喫煙・たき火を禁止する旨の制札を掲げて広く市民や観光客等に周知と徹底を図っています。



屋外用制札

市民等への啓発，人材育成及び体制作り

■ 市民向けの文化財研修会の開催

「文化財防火・市民講座」として、市民の方々に文化財防火に関心を持っていただくため、文化財社寺の知識と文化財防火についての講話、文化財の修復現場や防災施設の見学等を行っています。市民講座は、昭和 58 年から毎年 7 月の「夏の文化財防火運動」に合わせて開催しています。

また、未来の防火防災の担い手である小学 4 年生から中学 3 年生までの児童・生徒を対象として、夏休み期間に「文化財防火サマースクール」を開催しています。文化財を間近に感じながら、京都市の文化財が火災や地震等の災害からどのように守られてきたかを学んでもらうことで、文化財に対する防火防災意識及び愛護思想を育み、将来的な防火意識の向上につなげることを目的としています。

■ 文化財防災マイスターの養成

文化財防災マイスターの養成はこちら

■ 文化財市民レスキュー体制

文化財市民レスキュー体制はこちら

■ 京都文化財防災対策連絡会

京都大阪森林管理事務所，京都府文化財保護課，京都府文教課，京都府災害対策課，京都府警察本部生活安全企画課，京都市文化財保護課，京都市景観政策課，（公財）京都文化財団，（公財）京都市文化観光資源保護財団，（公財）京都古文化保存協会及び京都市消防局の 11 機関で「京都文化財防災対策連絡会」を結成し、各機関相互の連絡・調整を図りながら、文化財の防火防災の諸問題に対処しています。

文化財とその周辺を守る防災水利整備事業

文化財とその周辺を守る防災水利整備事業のはこちら

伝統行事等に対する防火指導

伝統行事等の関係者に対し、火災予防措置や自主警備の強化等について指導するとともに、祇園祭等の大規模な伝統行事に対しては、消防警備計画を樹立し、万一来臨に備えています。

文化財の搬出に要する文化財セーフティカード等

市内には、建造物はもとより、仏像等の美術工芸品についても、国宝や重要文化財に指定されたものが多数あります。文化財社寺において火災が発生したとき、文化的価値のある仏像等の状況を素早く把握し、搬出するため、仏像等の文化財区分、保管場所、構造、搬出人員などの情報を示した文化財セーフティカード等を作成し、文化財社寺関係者と消防隊等で情報を共有しています。

文化財関係の統計はこちら（年報）

文化財関係の統計はこちら

事業所の査察・防火管理・防災管理

査 察

査察は、市民の生命、身体及び財産を火災から保護することを目的として実施しており、査察員が消防法令に基づいて事業所その他の関係のある場所に立ち入り、消防対象物の位置、構造、設備及び管理の状況について、火災予防上の必要な検査や防火指導を行っています。

市内の事業所については、その規模や用途の実態に応じて第1種対象物から第3種対象物までに区分し、査察を実施しています。査察の実施により、消防法令違反や火災予防上危険と認める不備事項を発見したときは、当該事業所の関係者に対して是正するよう指導し、査察結果通知書等を発行しています。

(消防法第4条)

防火対象物数はこちら（年報）

違反是正の促進

事業所において重大な消防法令違反や著しい火災発生危険、人命危険が認められるときは、査察の実施を強化するとともに、当該事業所の管理権原者などに警告書又は命令書を発行して、違反是正の促進を図っています。

なお、措置命令等の行政処分を行った場合は、消防法の定めにより、処分を受けた事業所の利用者等が不測の損害を被ることを防ぐため、命令内容等を記載した標識の設置や消防局ホームページへの掲載などにより公示を行います。

命令を受けている防火対象物

命令の内容及び件数



大量のダンボールで避難上支障あり



標識による公示

消防法による命令の公告	
防火対象物の所在地	京都市〇〇区〇〇町〇〇番地
防火対象物の名称	パー＊＊＊（ロロビル5階）
命令を受けた者の氏名	パー＊＊＊ 店長 ×× ××
この防火対象物は、消防法に違反して、火災が発生した場合に消火、避難その他の消防の活動に支障になる物件を存置しているため、消防法第5条の3第1項の規定に基づき、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで次のとおり命令したから公示する。	
命 令 事 項 北側階段室内の4階から5階に至る部分に存置している〇〇、〇〇及び〇〇を平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分までに除去すること。 京都市〇〇消防署長	
標 識 を 設 置 し た 日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
注 意 1 この標識は、消防法第5条の3第5項の規定に基づき設置した。 2 この標識を損壊した者は、法律により罰せられることがある。	

命令に係る公示標識の例

違反公表制度

不特定多数の方や一人で避難することが困難な方が利用する建物において、消防法令で設置が義務付けられている屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていない場合、その建物の所在地、違反内容等を消防局ホームページで公表し、建物を利用される方が当該建物の防火上の安全性を確認できるようにする制度です。平成26年10月から実施しています。

(京都市火災予防条例第61条の2)

公表されている防火対象物

違反公表の内容及び件数

防火管理

百貨店、ホテル、病院、工場等の事業所は、一旦火災が発生すると、人的・物的共に大きな被害が出るおそれがあるため、一定規模以上の事業所の管理権原者は、防火管理者を選任するとともに、防火管理者に消防計画を作成させ、当該計画に基づき防火管理上必要な業務を行わせる義務があります。

また、これらの事業所に対し、防火管理者、防火責任者等が中心となって、火災を出さないための防火管理体制や出火したときの被害を軽減するための自衛消防体制を確保するよう指導しています。

(消防法第8条)

防災管理

東海地震、東南海・南海地震などの大規模地震の発生が切迫している状況等を踏まえ、一定規模以上の大規模・高層建築物の消防防災体制を強化し、自衛消防力を確保することが消防法で定められています。大規模地震時には、同時多発的に火災や建物倒壊が発生するため、対象事業所に対しては、個々の施設の用途、特徴を踏まえたうえで、自らができる限りの消火活動、通報連絡、救出、救護活動に当たる自助体制の確立を図るよう指導しています。また、テロ等の災害についても、火災、地震における実施体制や要領等と共通する部分が多いことから、通報連絡や在館者の避難誘導について、対処する体制を整えるよう指導しています。

(消防法第36条)

自衛消防組織

一定規模以上の大規模・高層建築物の管理権原者に対し、火災、地震等の発生時における在館者の安全確保のため、事業所の従業員等により、初期消火、消防機関への通報、避難誘導等を実施するため、統括管理者を定めた自衛消防組織を置くことが消防法で定められています。自衛消防組織全体を指揮する統括管理者には、自衛消防業務講習修了者又は統括管理者として必要な学識経験を有すると認められる者を充てる必要があるほか、自衛消防組織に内部組織(班)を編成する場合には、統括管理者の直近下位の内部組織で各業務を行う要員として統括者(班長)を配置し、自衛消防業務講習を受講させる義務があります。

(消防法第8条の2の5)

統括防火(防災)管理

高層建築物等で管理について権原が分かれているものについて、その管理権原者は建築物全体の防火管理業務を行う統括防火管理者を協議して定めることが義務付けられ、統括防火管理者は当該建築物全体の消防計画の作成、避難訓練の実施、廊下等の共有部分の管理等を行う必要があります。

また、高層建築物等のうち多数の者が出入する一定の大規模な建築物については、当該建築物全体の防災管理業務を行う統括防災管理者についても定める必要があります。(消防法第8条の2)

事務所における帰宅困難者対策の推進について

大規模災害の発生時には、通勤・通学先や観光地から自宅への帰宅が困難となる帰宅困難者が、京都市内で37万人にも上ることが想定されています。京都市の場合、帰宅困難者には観光客も多く含まれることから、各事業所においては、従業員が帰宅困難になった場合の対策をあらかじめ準備していただくとともに、観光客等で帰宅困難になった人たちも、おもてなしの心で可能な範囲で受け入れていただけるよう、「京都市事業所帰宅困難者対策指針」に基づく帰宅困難者対策の推進に取り組んでいます。

防火管理・防災管理に関する講習

該当する事業所に対しては、次の講習を受講するよう指導しています。

■ 防火管理講習

防火対象物の防火管理業務を適切に遂行することができるように、一定規模の防火対象物には、事業所の規模に応じ甲種又は乙種の防火管理者を選任することとされており、この資格を付与するため、対象となる方が防火管理に関する必要な知識及び技能を修得するための講習です。

また、甲種防火管理講習には再講習制度があり、高度な防火管理を必要とする比較的大規模な防火対象物の防火管理者に対して、5年ごとに受講が義務付けられています。

■ 防災管理講習

防火対象物の防災管理業務を適切に遂行することができるように、一定規模以上の大規模・高層建築物には、防災管理者を選任することとされており、この資格を付与するため、対象となる方が防災管理に関する必要な知識及び技能を修得するための講習です。防災管理講習には、再講習制度があり、前回の講習終了日から5年ごとに受講が義務付けられています。

■ 自衛消防業務講習

一定規模以上の大規模・高層建築物には、火災、地震等の発生時における在館者の安全確保のため、事業所の従業員等により、初期消火、消防機関への通報、避難誘導等を実施するため、自衛消防組織の設置が義務付けられており、当該組織を指揮する統括管理者に対して、自衛消防組織の業務に関する知識及び技能を修得させるための講習です。自衛消防業務講習には再講習制度があり、前回の講習修了日から5年ごとに受講が義務付けられています。

■ 防火・防災受託法人等教育担当者講習

防火・防災管理業務の受託を業としている法人等の教育担当者が、教育に必要な防火・防災管理上必要な知識、技能を習得するための講習です。

自衛消防連絡組織

消防計画に基づいて設置されている自衛消防隊の充実を図るため、各行政区で自衛消防連絡組織が設けられています。各連絡組織において研修会や訓練を実施し、自衛消防隊の活動に関する知識及び消火、通報、避難等の技能の向上を図っています。さらに、これらの連絡組織の調整と統一を図るために「京都市自衛消防隊連絡協議会」が設置されています。本協議会では、自衛消防活動の研究会や訓練大会などを実施して全市的な自衛消防体制の充実を図っています。

防火対象物の点検報告制度

■ 防火対象物定期点検報告制度及び特例認定制度

一定規模、用途の事業所で、火災発生時に人命危険の高い事業所の管理権原者に対して、火災の予防に関する専門的知識を有する者（防火対象物点検資格者）に、火災の予防上必要な事項について定期的（1年に1回）に点検させ、消防署長へ報告する防火対象物定期点検報告制度を実施しています。

また、防火対象物定期点検報告制度の対象となる事業所からの申請により、消防署長が一定期間、消防法令違反がない等、防火上優良であると認めた場合、3年間、点検及び報告義務を免除する特例認定制度が設けられています。

なお、点検の結果が点検基準に適合しているものや特例認定制度により防火上優良であると認定された事業所では、それぞれ「防火基準点検済証」や「防火優良認定証」を自ら表示することができます。（消防法第8条の2の2及び2の3）



防火基準点検済証



防火優良認定証

■ 防災管理点検報告制度及び特例認定制度

平成21年6月1日施行の消防法の一部改正に伴い、防災管理が義務となる防火対象物の管理権原者に対して、防災管理に関する専門知識を有する者（防災管理点検資格者）に、防災管理上必要な業務等について定期的（1年に1回）に点検させ、消防署長へ報告する制度が創設されました。

また、防火対象物定期点検報告制度と同様に、防災管理点検報告制度の対象となる事業所からの申請により、消防署長が一定期間、消防法令違反がない等、防災管理上優良であると認めた場合、3年間、防災管理点検報告制度に係る点検報告義務を免除する特例認定制度が設けられています。（平成24年6月1日から適用）

なお、点検の結果が点検基準に適合しているものや特例認定制度により防災管理上優良であると認定される事業所では、それぞれ「防災基準点検済証」や「防災優良認定証」を自ら表示することができます。

ただし、防火対象物点検・防災管理点検の両方が義務となる防火対象物は、両方の表示の要件を満たしている場合にのみ、その旨を表示することができます。



防災基準点検済証



防火・防災基準点検済証



防災優良認定証



防火・防災優良認定証

（消防法第36条）

宿泊施設に対する防火対策

近年、日本を訪れる外国人が増え、京都市においても民泊等の宿泊施設が増加しています。

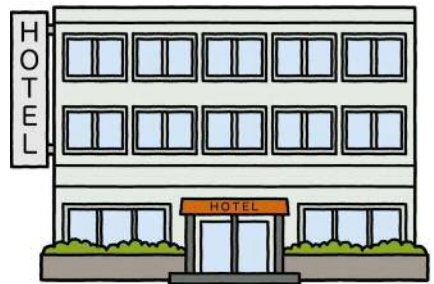
また、住宅宿泊事業法が施行され、旅館業法に基づく許可を受けた宿泊施設に加え、一定の基準を満たせば、住宅においても宿泊事業を行うことができるようになりました。

観光都市を守る京都市消防局として、過去から宿泊施設の安全対策を講じてきましたが、引き続き観光客や市民の皆様の安全性の確保に取り組んでいきます。

■ 多数の犠牲者を出した宿泊施設の火災を契機として創設された防火対策

● 消防法令適合通知制度

昭和 30 年代から 50 年代にかけて、磐梯熱海温泉磐光ホテル火災、川治プリンスホテル火災、ホテルニュージャパン火災など、他都市の宿泊施設において被害の大きな火災が発生しました。これらの火災は、消防用設備の維持管理上の不備や、従業員の防火意識の低さなどから、初期消火や通報が遅れるなど、ハードとソフトの両面に問題があり、多くの犠牲者を出す大惨事となりました。



これらの事案を教訓に、昭和 56 年には国において関係省庁が協議し「旅館ホテル防火安全対策連絡協議会における了解事項」が取りまとめられ、旅館業法に基づく営業の許可手続の際に、その施設が消防法令に適合していることを確認した書類（消防法令適合通知書）の提出が必要とされました。この制度により、宿泊施設が営業を開始する前に、消防機関として防火安全性を確認する取組が全国的に開始され、現在も継続しています。

■ 防火基準適合表示制度

平成 24 年 5 月に発生した福山市のホテル火災を契機に、総務省消防庁に設けられた「予防行政の在り方に関する検討会〈ホテル火災対策検討部会〉」において、消防法だけでなく、建築構造や防火区画、避難施設などの建築基準法上の防火の規定まで審査し、消防機関が適合マークを交付していた、以前の「旧適マーク制度（※）」が再評価され、防火の基準に適合していると認められた優良な宿泊施設に対し、表示マークを交付する「防火基準適合表示制度」が全国的にスタートしました。

京都市では、平成 26 年度から旅館・ホテル等の関係者の申請に基づき、消防機関が審査した結果、消防法令だけではなく、防火上重要な建築構造等についても基準に適合していると認められた建物に対し、消防局から「表示マーク」を交付する制度が発足しました。現在、京都市消防局のホームページでは、宿泊者に対する安全情報として、表示マークを交付した宿泊施設を公開しています。

平成 29 年度には、初回交付から 3 年間、継続して優良と認められた施設に対し、初めて「金マーク」を交付しました。



（銀の表示マーク） （金の表示マーク）

表示マーク交付対象物数

金マーク	99
銀マーク	52

（平成 30 年 4 月 10 日現在）

※ 旧「適マーク」による表示制度について

昭和 56 年、宿泊施設関係者の防火に対する意識の向上及び防火管理業務の適正化を促すとともに、安全な宿泊施設であるという情報を広く市民に公開するため、全国的に「適マーク制度」が開始されました。

利用者への安全情報の提供を目的としたこの制度は、現在の防火基準適合表示制度のベースとなるものであり、当時から消防法だけではなく、建築基準法上の防火に関する重要な事項（建築構造、避難施設等）についても審査しており、宿泊施設内に適マークを掲示することにより、安全性をアピールしていました。

平成 14 年の消防法改正により、「防火対象物定期点検報告制度」が創設されたことから、この表示制度は発展的に解消されました。

■ 小規模宿泊施設（いわゆる民泊）に対する防火指導

近年、多様化する宿泊ニーズなどの社会情勢の変化や、観光客に対する宿泊施設の不足等に伴い、平成 29 年 6 月 16 日に「住宅宿泊事業法」が公布されました。

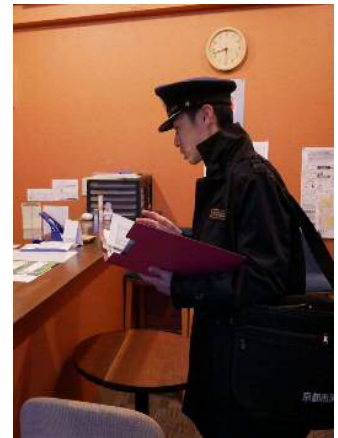
以前は、宿泊施設を営むためには、「旅館業法」の許可が必要であり、開設場所等に制限がありましたが、この「住宅宿泊事業法」による宿泊施設では、営業日数に制限はあるものの、今まで開設できなかった住居専用地域でも「宿泊事業」が可能となります。

この全国一律の規制・基準である法律に加え、京都市民の生活環境に影響を及ぼす迷惑行為等の防止や、市民と観光客の安心安全の確保等を含めた京都市独自のルール「京都市住宅宿泊事業の適切な運営を確保するための措置に関する条例」が、平成 30 年 3 月 6 日に公布されました。

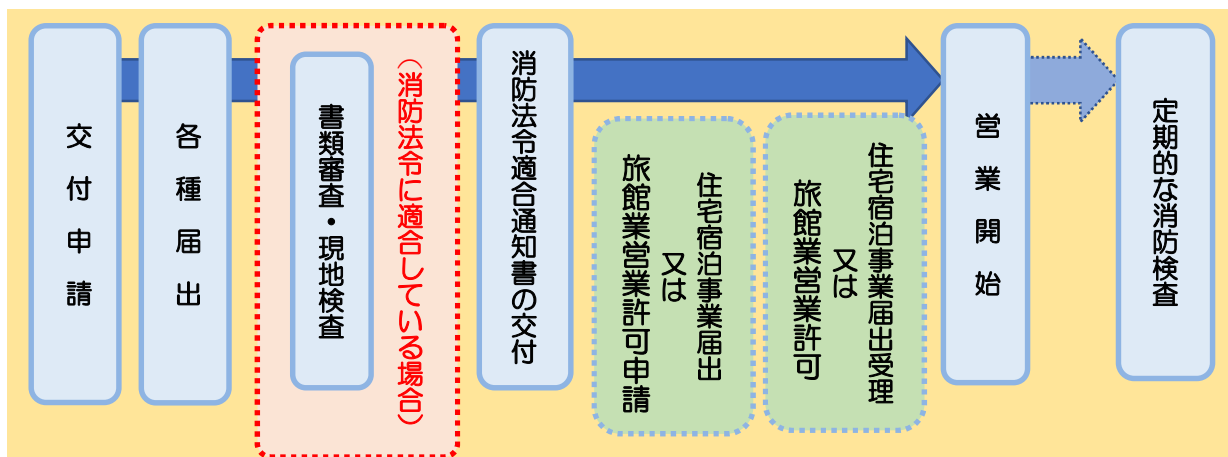
この住宅宿泊事業を営む施設に関しては、消防法上、旅館業法に基づく許可を受けた宿泊施設と同じ規制を受けます。

京都市消防局として、住宅宿泊事業を営む宿泊施設に対して、「消防法令適合通知書」を発行し、安全性を確保しています。

また、運営開始後においても、必要に応じ立入検査を行い、防火に関する安全性を確認することで、宿泊者に加え、近隣の市民の皆様様の安心安全を確保します。



（宿泊施設の査察の様子）



消防用設備等の指導と消防同意

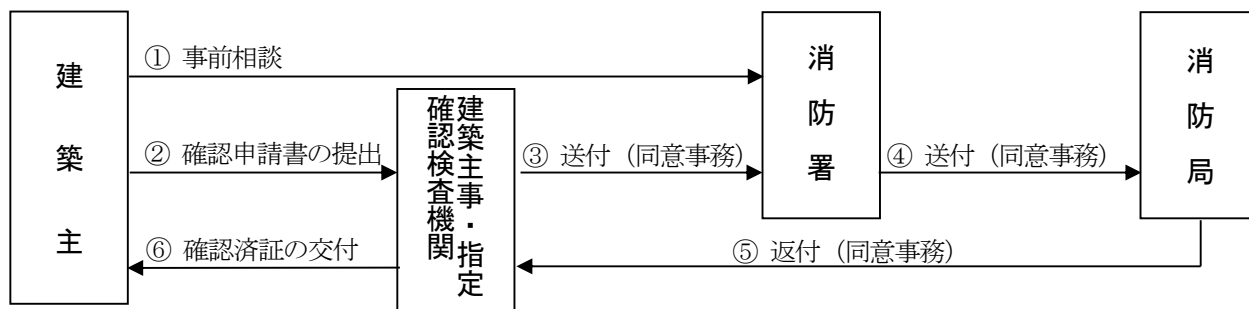
消防法及び京都市火災予防条例では、防火対象物で火災が発生した際に火災の拡大を防ぐとともに、いち早く火災を知らせ、119番通報、初期消火、避難誘導等を安全・確実に行えるように、建築確認申請時の消防長又は消防署長の同意、そして消防用設備等の設置及び維持管理について定めています。

消防同意・通知の制度

建築物を建築しようとするときは、建築確認申請書を建築主事又は指定確認検査機関に提出して、建築確認を受けることになります。その際に、防火の専門家である消防長又は消防署長の同意が必要であり、消防署に送付された建築確認申請書により、消防用設備等を含む防火・避難に関する内容を審査して同意の事務を行っています。

なお、防火地域・準防火地域以外で建築される住宅については、通知事務となります。

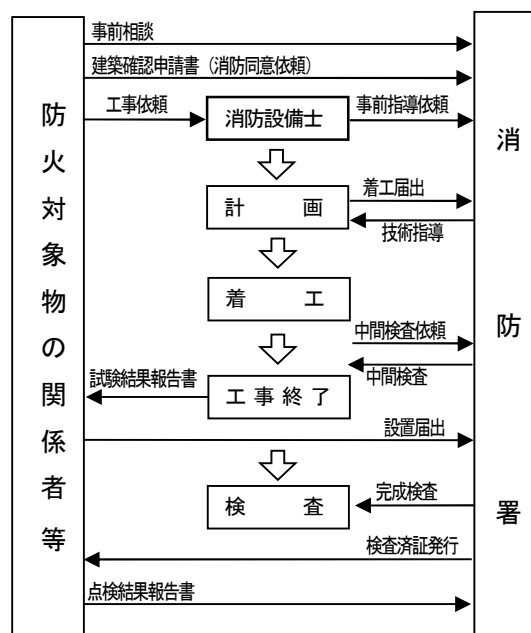
〔建築確認（同意事務）〕



消防用設備等の設置指導

消防署では、建築物の計画・設計時の事前相談、建築確認申請書の同意審査、消防用設備等の書類審査及び検査により適正な消防用設備等の設置を図るとともに、設置後も点検結果報告を通じて適正な維持管理の指導に努めています。

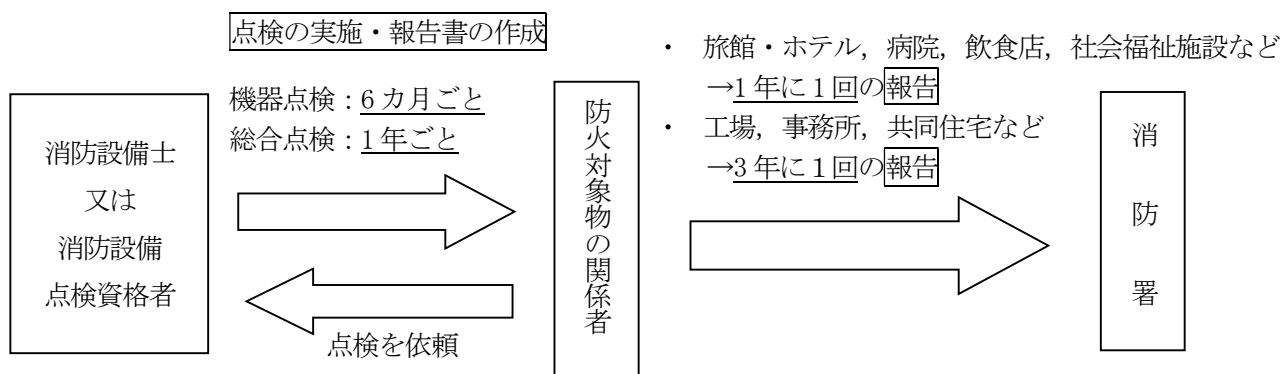
計画段階から相談を受けるとともに、屋内消火栓設備や自動火災報知設備といった消防用設備等については、消防設備士が着工の10日前までに提出する着工届出書に基づき、消防署で審査、指導を行います。また、着工後は、完成時には壁の内側等に入って見えなくなる箇所を中心に中間検査を実施し、着工届出書のとおり施工されているかを確認します。工事が完了すれば、防火対象物の関係者は、消防用設備等の設置届出書を消防署に提出することとなり、これを受けて消防署では、現地で完成検査を行います。



消防用設備等の点検・報告制度

消防用設備等は、いつ火災が発生してもその機能が有効かつ確実に作動する必要があるため、そのためには適切な維持管理が大切です。消防法では、防火対象物の関係者（所有者・管理者・占有者）に、消防用設備等の定期的な点検・報告や不備事項の整備など、適切な維持管理を行うことを求めています。

また、一定規模以上の防火対象物及び特定一階段等防火対象物（特定用途が避難階以外の階（1階及び2階を除く）に存する建物で直通階段が2以上設けられていないもの。）では、点検・整備に高度な知識・技術が必要とされることから、有資格者（消防設備士又は消防設備点検資格者）による点検が必要です。



防災物品と防災製品

劇場，旅館，ホテル，病院，福祉施設，飲食店等のカーテン，じゅうたん，どん帳，布製ブラインド，舞台上で使用する大道具用の合板，工事中の建築物で使用する工事用シートは，消防法により防災物品を使用することとされています。

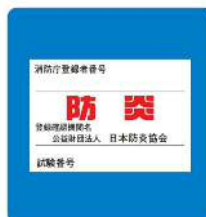
また，旅館，ホテル，病院等で使用する寝具類は，京都市火災予防条例により防災性能を有するもの（防災製品）とするよう努めることとされています。

防災製品には，衣類，アームカバー，自転車のボディカバーといった生活に身近な布類等もあり，炎が接しても急に燃え広がらない性能が，火災予防に役立っています。

防災加工したものには，次のラベルが付いています。

◆ 防災物品

カーテン，暗幕，どん帳，合板，布製ブラインド，じゅうたん等



◆ 防災製品

寝具類（敷布，カバー類，ふとん類，毛布類），テント類，シート類，幕類，非常持出袋，防災頭巾，衣服，アームカバー，布張家具類，自動車・バイク等のボディカバー等



[建築の統計はこちら（年報）](#)

[建築の統計はこちら](#)

[消防用設備等の統計はこちら（年報）](#)

[消防用設備等の統計はこちら](#)



危険物に対する安全指導等

危険物の安全指導

消防法で定める危険物（以下「危険物」という。）は、ガソリンや灯油のように普段の生活の中で必要不可欠なものや、工場等の生産活動において使用されるものなど様々な物質がありますが、ひとたび災害が発生した場合には、市民生活に与える影響は大きく、時には尊い生命までも奪ってしまいます。

この危険物による災害を防止して安全に管理するため、危険物を貯蔵し、又は取り扱う危険物施設等における許可や届出に際しては、消防法令に規定する技術基準の適合性を審査し、完成検査を行い、安全な施設となるよう指導を行っています。

[危険物の統計はこちら（年報）](#)

[危険物施設等の火災状況はこちら](#)

■ 危険物施設の定期点検制度

完成時には安全な施設であったとしても、維持管理が十分でないと思わぬ事故を招きます。

そこで、定期点検が義務付けられている施設の関係者に対しては、定期点検の確実な実施を指導し、定期点検の義務のない施設の関係者に対しても、自主点検を実施するよう指導しています。

■ 危険物を取り扱う事業所への指導

全国の危険物施設における火災の発生原因の中で、ヒューマンエラーに起因するものが約6割を占めていることから、随時立入検査を行い、危険物の貯蔵、取扱いに係る消防法令基準に対する適合状況を確認し、適合していない事項があれば是正するよう指導を実施しています。

また、講習会や自衛消防訓練指導等を通じて、危険物取扱者等の保安意識の向上を図っています。

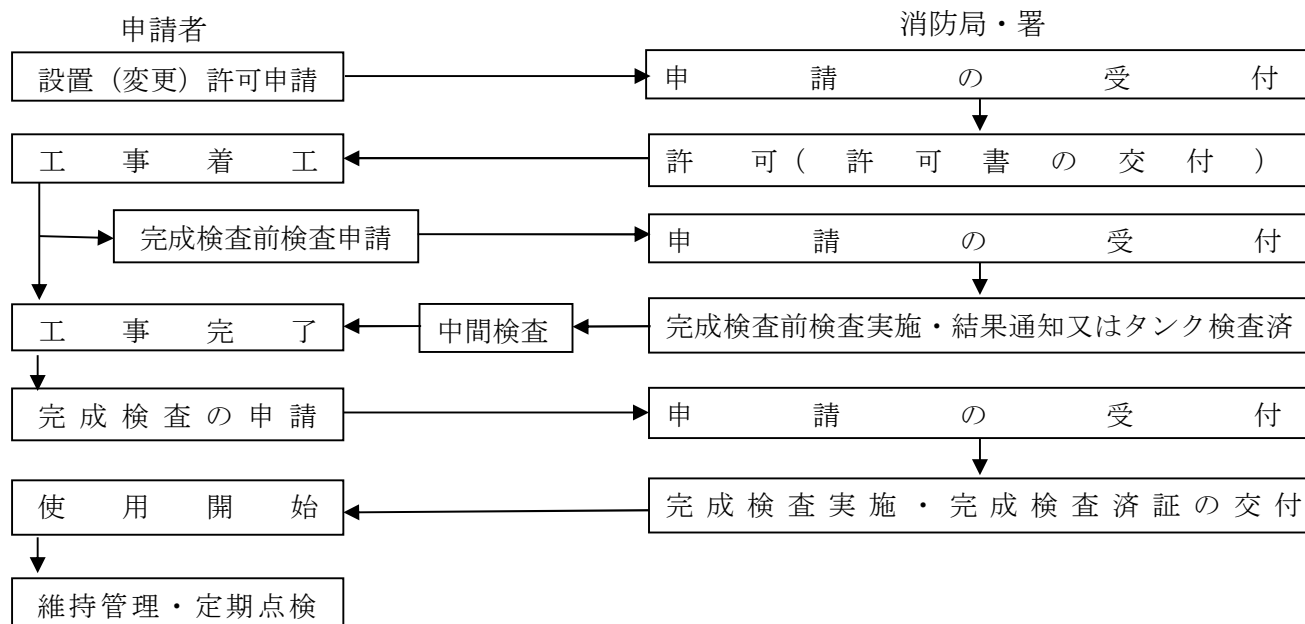
■ 少量危険物取扱所の設置指導

危険物はそれぞれの危険性を考慮して、危険物ごとに規制する数量（以下「指定数量」という。）が定められており、指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は事前に市長の許可が必要です。しかし、指定数量未満の貯蔵、取扱数量であっても、引火等の危険性は同じです。指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、事前に届出が必要です。この届出に対して、少量危険物取扱所として京都市火災予防条例に基づく基準を遵守するよう指導しています。

■ 危険物の安全な取扱いの普及啓発

しみ落とし作業等で低引火点危険物を使用する事業所（家内工業を含む。）や、暖房用の灯油を使用する一般家庭に対しても、査察や訪問防火指導等を通じて貯蔵、取扱い等の安全知識の普及を図っています。

危険物施設の設置等の手続



危険物給油取扱所の立入検査



危険物地下タンク貯蔵所の中間検査

危険物安全週間

■ 危険物安全週間とは

危険物火災の恐ろしさを世に知らしめたのは、今から 50 年ほど前、昭和 39 年 7 月 14 日に東京都品川区で発生した（株）宝組勝島倉庫爆発火災です。この火災は空地に野積みしてあったドラム缶入りの硝化綿（ニトロセルロース）から出火し、爆発火災となって倉庫など周辺の無許可で貯蔵されていた硝化綿、アセトン、アルコール類などに次々と引火、大爆発を起こし、消防活動中の消防職員 18 人、消防団員 1 人が一瞬にして生命を奪われ、また消防職員・団員など 158 人が重軽傷を負うという、日本の消防史上まれに見る大惨禍が発生しました。

この災害を教訓に、危険物を取り扱っている事業所などに対して、危険物の自主保安管理の推進を呼び掛け、また、市民に対しては、危険物に関しての意識の高揚・啓発を図るとともに、市



勝島倉庫爆発火災現場＜写真提供／東京消防庁消防博物館＞

民生活の安全を確保することを目的として、平成2年に自治省消防庁(現総務省消防庁)によって、「危険物安全週間」が制定されました。これは7月に発生した(株)宝組勝島倉庫爆発火災のように、気温の上昇でセルロイド類などの危険物の自然発火による火災を防ぐため、夏季を目前にした毎年6月の第2週(日曜日から土曜日までの1週間)を「危険物安全週間」としました。

制定以来、毎年、毎危険物施設等への啓発活動など各種取組が行われています。

■ 危険物安全週間の目的

石油類をはじめとする危険物は、事業所等において幅広く利用されるとともに、市民の生活にも深く浸透していることから、その安全性の確保に対する重要性は増しています。

このため、事業所における自主保安体制の確立を呼び掛けるとともに、広く市民の危険物に対する意識の高揚と啓発を図ることが目的となっています。

■ 危険物安全週間の期間

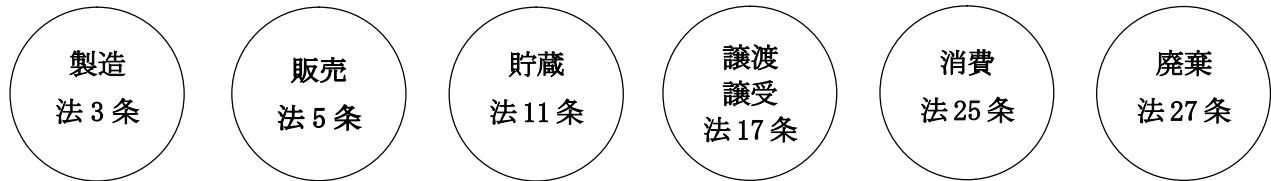
毎年6月の第2週(日曜日から土曜日までの1週間)

火薬類の取締り

火薬類の取締り

火薬類取締法は、火薬、爆薬及び火工品（以下「火薬類」という。）による災害を防止し、公共の安全を確保することを目的として定められたものです。火薬類はひとたび災害が発生した場合に、市民生活に与える影響やその被害が甚大となることが予想されるため、「取締法」という名のとおり、その製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他の取扱いについて厳しい規制が設けられています。

【火薬類取締法の規制】



火薬類の製造から廃棄に至るまで細部について規制される。

■ 火薬類の主な例

火 薬	黒色火薬
	無煙火薬
爆 薬	起爆薬
	硝安爆薬・塩素酸カリ爆薬・カーリット
	ニトログリセリン・ニトログリコール
	ダイナマイト
	液体酸素爆薬
火工品	工業雷管・電気雷管・銃用雷管・信号雷管
	実包・空包
	信管・火管
	導爆線・導火線・電気導火線
	信号焰管・信号火せん
	煙火（花火）



【京都御所御苑内小御所火災】

昭和 29 年 8 月 16 日に鴨川河川敷で行われた花火大会の花火の残火が小御所に落下し出火した。

京都府からの権限移譲

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 27 年法律第 50 号）の施行により、火薬類取締法に基づく火薬類の製造許可等の審査及び検査に係る事務の権限が都道府県知事から政令指定都市の長に移譲されたことに伴い、京都市においては、平成 29 年度から京都市消防局で火薬類取締法に関する事務を行っています。

■ 火薬類取締法に基づく許認可事務

火薬類取締法に基づく申請等に伴う許認可については、市内における火薬類施設等の状況を包括的に把握するとともに、専門的に取締り事務を行う必要があるため、消防局本部に専門部署を設け、一括してこれらの許認可に関する事務を行っています。

■ 完成検査・保安検査

火薬類取締法では、火薬類の製造施設や火薬庫についての工事等が行われた場合には、それらの製造施設や火薬庫が法律に定められた基準に適合しているかどうかの完成検査を受けることとされています。また、火薬類の製造施設や火薬庫は、法律で定められた期間ごとにそれらの施設が適正に維持管理されているかどうかの保安検査を受けることとされています。

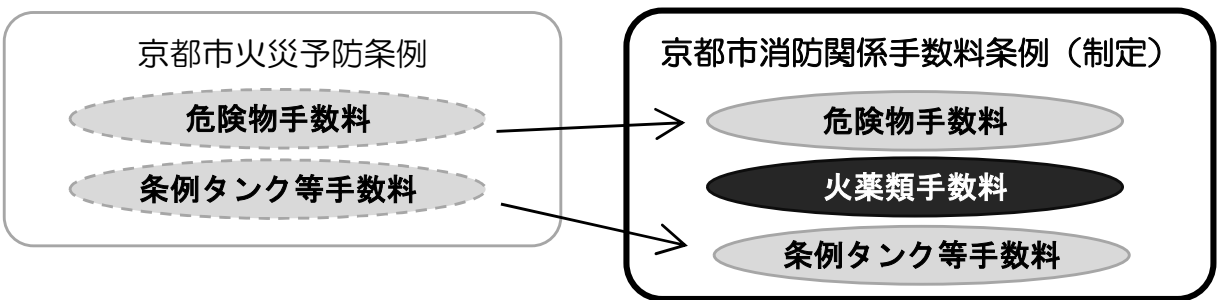
■ 火薬庫、販売所等への立入検査

市民生活に身近な消防署では、各行政区内の火薬類に関連する施設に対して消防署員による立入検査を行い、火薬類による災害の発生を未然に防ぐための指導を行っています。

手数料関係の概要

京都府からの権限移譲を受けて、京都市消防局で新たに火薬類取締法に関する事務を行うに当たって、平成 28 年度には新たに「京都市消防関係手数料条例」を制定し、火薬類施設の審査等に係る手数料を定めるとともに、これまで「京都市火災予防条例」に定められていた危険物施設の審査等に係る手数料についても、併せて「京都市消防関係手数料条例」に決めました。

【手数料の改正概要】



【火薬類取締法に係る手数料（抜粋）】

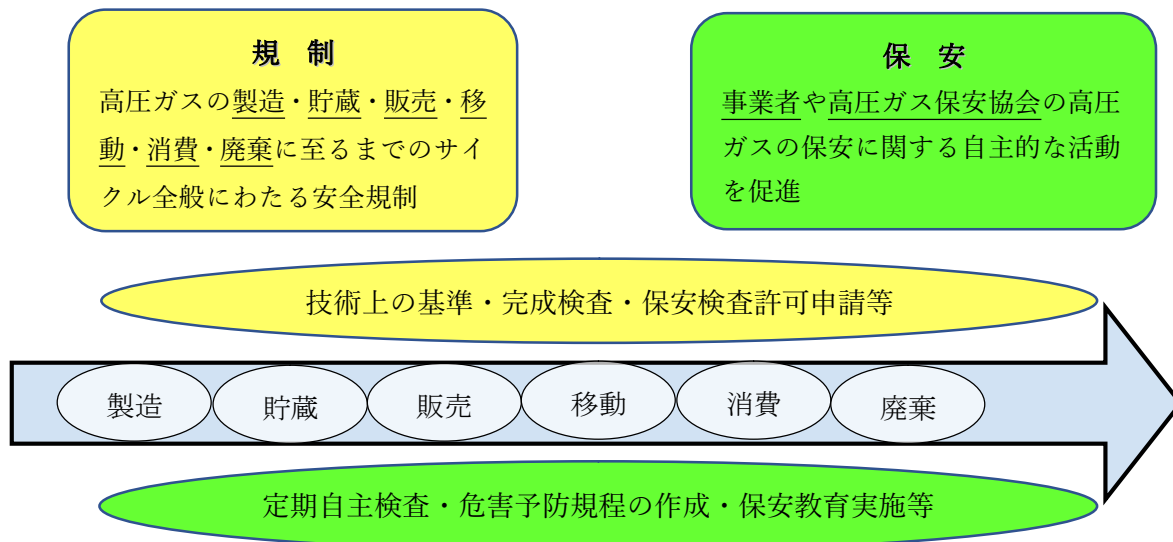
区 分				手数料（1 件につき）
許可の申請 に対する審 査	火薬類の販売営業許可			110,000 円
	火薬庫の設置許可			73,000 円
	火薬類の消費許可			7,900 円
	火薬類の譲渡許可			1,200 円
	火薬類の 譲受許可	火工品のみ		2,400 円
		その他	火薬類（火工品を除く。）の数量が 25 k g 以下	3,500 円
			上記以外	6,900 円
完成検査	火薬庫の設置工事に係る検査			41,000 円
	火薬庫の変更工事に係る検査			23,000 円

高圧ガス等の保安

高圧ガスの保安

高圧ガス保安法は、高圧ガスの製造・貯蔵・販売・移動・消費・廃棄に至るまでのサイクル全般にわたる安全規制をするとともに、事業者や高圧ガス保安協会の高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進する法律です。

【高圧ガス保安法の規制】



■ 高圧ガス施設の主な例

製造所	消防活動総合センター（空気圧縮施設）
	水素ガススタンド
	ホテル・百貨店等（空調設備）
貯蔵所	病院（医療用酸素）
	大学（研究施設）
	博物館等（消火設備）
	ガス販売業者
販売所	飲料用炭酸ガス
	冷媒ガス
	医療用酸素・・・等



【京都市内の病院での爆発事故】

病院の倉庫内において医療用酸素を保管している容器が破裂・爆発したもの

京都府からの権限移譲

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 27 年法律第 50 号）の施行により、高圧ガス保安法に基づく高圧ガスの製造許可等の審査及び検査に係る事務の権限が都道府県知事から政令指定都市の長に移譲されたことに伴い、京都市においては、平成 30 年度から京都市消防局で高圧ガス保安法に関する事務を行っています。

■ 高圧ガス保安法に基づく許認可事務

高圧ガス保安法に基づく申請等に伴う許認可については、市内における高圧ガス施設等の状況を包括的に把握するとともに、専門的に取締り事務を行う必要があるため、消防局本部に専門部署を設け、一括してこれらの許認可に関する事務を行っています。

■ 完成検査・保安検査

高圧ガス保安法では、高圧ガスの製造施設や貯蔵施設についての工事等が行われた場合には、それらの製造施設や貯蔵施設が法律に定められた基準に適合しているかどうかの完成検査を受けることとされています。また、高圧ガスの製造施設や貯蔵施設は、法律で定められた期間ごとにそれらの施設が適正に維持管理されているかどうかの保安検査を受けることとされています。

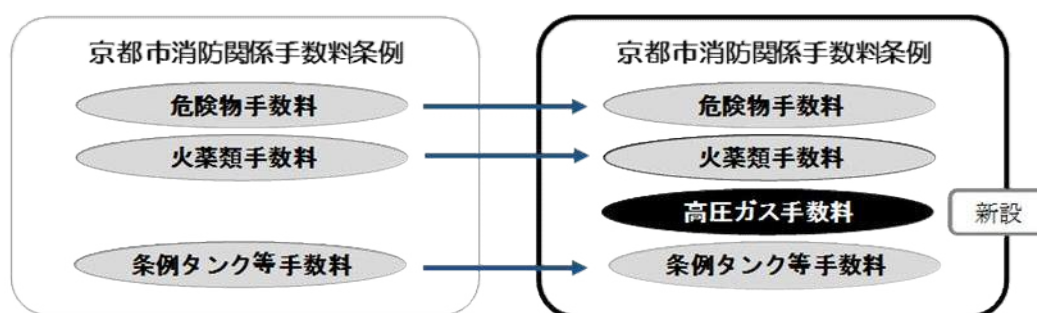
■ 製造施設、貯蔵施設、販売施設等への立入検査

市民生活に身近な消防署では、各行政区内の高圧ガスに関連する施設に対して消防署員による立入検査を行い、高圧ガスによる災害の発生を未然に防ぐための指導を行っています。

手数料関係の概要

京都府からの権限移譲を受けて、京都市消防局で新たに高圧ガス保安法に関する事務を行うに当たって、平成 29 年度に「京都市消防関係手数料条例」を一部改正し、高圧ガス施設の審査等に係る手数料を定めました。

【手数料の改正概要】



【高圧ガス保安法に係る手数料（抜粋）】

手数料徴収事務（抜粋）		手数料金額
許可	製造（設置）	7,400 円～56 万円
	製造（変更）	3,200 円～37 万円
	貯蔵（設置）	2 万 5,000 円
	貯蔵（変更）	1 万 1,000 円～1 万 4,000 円
検査	完成検査（製造設置）	5,550 円～42 万円
	完成検査（製造変更）	2,400 円～27 万 7,500 円
	完成検査（貯蔵設置）	1 万 8,570 円
	完成検査（貯蔵変更）	8,250 円～1 万 500 円
	保安検査	7,700 円～61 万円
	容器（再）検査	90 円～1 万 6,000 円
	附属品（再）検査	21 円～540 円
登録	容器検査所の登録（更新）	1 万 6,000 円
その他	充填ガスの種類変更等	1,400 円

在宅避難困難者の防火安全対策

在宅避難困難者の防火安全対策

高齢化や核家族化が進行し、一人暮らしの高齢者や高齢者同士の世帯の増加に伴い、高齢者が火災で死傷されるケースが多くなっています。

消防局では、高齢者や身体に障がいのある方のうち、火災等の災害が発生した場合に自ら避難できない方を在宅避難困難者と位置付け、これらの方を火災から守るための防火安全対策を実施しています。



台所周りの点検

在宅避難困難者が居住する世帯数はこちら（年報）

■ 防火安全指導の実施

消防職員が在宅避難困難者世帯を訪問し、出火防止や人命に係る事項の点検を実施するとともに、その結果に基づき指導又は助言を行っています。

◆ 火災予防上の指導事項

- ・ 火気取扱器具の正しい取扱い
- ・ 安全な喫煙管理
- ・ 避難の容易な場所での就寝
- ・ 住宅用防災機器の設置と維持管理
- ・ 介助者に対する避難救出方法の指導
- ・ 近隣者等との避難救出協力体制づくり



防火安全指導用ビラ

■ 高齢者等のための安心アドバイザー研修

高齢者宅等からの出火防止や焼死者防止を図るため、普段、高齢者等に接する機会が多いホームヘルパーや老人福祉委員等を対象に、平成10年度から「防火アドバイザー研修」を実施してきました。

平成26年度に、名称を「高齢者等のための安心アドバイザー研修」に変更し、「防火対策」、「防災対策」に「家庭内での救急事故防止対策」の内容を加えた研修を実施し、高齢者宅等を訪問された際に防火、防災、救急事故防止のアドバイスをしていただくよう依頼しています。

安心アドバイザーの養成状況はこちら（年報）

安心アドバイザーの養成状況はこちら



■ 緊急通報システム（あんしんネット119）

消防局と保健福祉局共同で、在宅の一人暮らしの高齢者や身体に障がいのある方等が家庭内で緊急事態に遭われたときに、機器のボタン等を用いて自動的に消防指令センターへ通報できるシステムを運用しています。また、緊急通報システムを利用されている方のうち、自力歩行できない方等を対象に、緊急通報システムへ無線で連動する住宅用火災警報器を設置し、火災の煙を感知した場合、自動的に消防指令センターへ通報するシステムを運用しています。



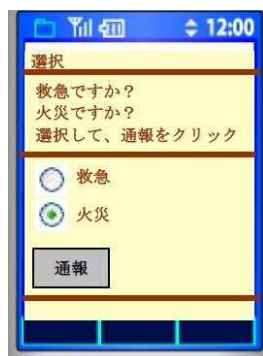
■ 消防ファクシミリ

聴覚言語に障がいのある方が、加入電話ファクシミリを用いて消防指令センターへ緊急通報できるシステムで、防火・防災に関する相談や火災予防に関する情報提供も行っています。



■ 京都市Web119

聴覚言語に障がいのある方が、外出中でも携帯電話のインターネット機能を利用して消防指令センターへ緊急通報できるシステムを運用しています。



Web119 通報画面



■ ふれあい手帳

聴覚言語に障がいのある方が火災や急病等の災害に遭われたときに、付近の方に通報を依頼するための緊急通報依頼カードをお渡ししています。

The image shows five emergency cards side-by-side. From left to right:

- ふれあい手帳** (Fureai Techo): A light blue card with a header "ふれあい手帳" and "おそれいりますが 私のかわりに電話をしてください。私は 耳・ことば が不自由なため電話がかけられません。". It has a form for address, phone number, and other details.
- 緊急カード** (Emergency Card): A light blue card with a header "緊急カード" and "私は 耳・ことば が不自由です。". It has a section "緊急のときは なべやフライパン、扉などをたたきますので、ご協力をお願いします。".
- 緊急に 手話通訳者 または 要約筆記者 を呼んでください。** (Emergency: Please call a sign language interpreter or a summarizer): A pink card with a header "緊急に 手話通訳者 または 要約筆記者 を呼んでください。" and "私は 耳・ことば が不自由です。". It has a form for contact information and a phone number (075)841-8336.
- 火災カード** (Fire Card): A red card with a header "火災カード" and "私は 耳・ことば が不自由です。". It has a section "火事です! 119番に電話し 消防車を呼んでください。".
- 救急カード** (Ambulance Card): A yellow card with a header "救急カード" and "私は 耳・ことば が不自由です。". It has a section "急病・事故です! 119番へ電話し 救急車を呼んでください。".

※この他にも、災害カードやパトカーカードも付いています。

■ 安心カード

在宅避難困難者の方に住所、氏名、生年月日、かかりつけ病院等を記入したカードを常に携帯していただき、火災や急病等の災害に遭われたときに、消防隊員や救急隊員に迅速に情報提供するものです。

The image shows a sample of the "Anshin Card" (安心カード) from the Kyoto Fire Department (京都府消防局). The card is red and white. It has a header "もしもに備えて 安心カード" (In case of an emergency, Anshin Card). Below the header is a form for personal information:

- 氏名 (Name): _____
- 生年月日 (Date of Birth): _____ 年 _____ 月 _____ 日
- 血液型 (Blood Type): _____ 型 / RH

自主防災組織の育成・市民防災指導

自主防災組織

大地震などの大規模な災害が発生したときに、これら災害による被害を防止し、軽減するためには、日頃から市民一人一人が防災活動に積極的に参加するなど、地域住民の皆様による組織的な防災活動を行うことが大切です。

このようなことから、消防局では自主防災組織の育成指導に積極的に取り組んでいます。

京都市では、昭和 34 年から昭和 36 年頃にかけて住民による防火の組織として、自主防火町が市内全域で結成されました。自主防災組織は、この自主防火町制度を火災だけでなく、地震等の災害にも対応できるように発展させ、おおむね学区を単位に自主防災会を、町内会を単位に自主防災部を結成したものです。

自主防災組織は、「自分たちのまちは自分たちで守ろう」という精神で、より広域かつ密着した地域連帯による防火・防災活動を行うとともに、地域のコミュニティ組織、事業所の自衛消防隊と関係機関が一体となった地域防災ネットワークの構築を目指しています。

自主防災会活動

自主防災会では、各自主防災会で定めた規約や防災計画に基づき、防火・防災知識の普及啓発、地域の安全点検、防災訓練の実施など、様々な活動が行われています。



自主防災上級研修・自主防災リーダー養成研修

自主防災組織の災害対応力を強化するため、いざというとき、町内での初動活動の中心となる人材を養成する「自主防災リーダー養成研修」を平成 10 年度から平成 25 年度まで実施し、延べ 20,749 人を養成しました。

また、自主防災組織の役員等を対象に、地域の防災活動の指導的役割を担う人材を育成する「自主防災上級研修」を平成 24 年度から平成 27 年度まで実施し、563 人が受講しました。



自主防災組織用器材の整備

京都市では、平成 7 年 1 月 17 日に発生した阪神・淡路大震災の教訓として、早期に救出救護活動を実施するには、各種防災器材の整備が必要であることを踏まえ、全自主防災会に対して、救出救護器材とそれらを収納する防災器材格納庫を配備しました。

防災器材名	配備数	防災器材名	配備数
防災器材格納庫	1	リヤカー	1
バール	8	テント	1
ジャッキ	10	はしご	1
ハンマー	4	強力ライト	4
ショベル	8	電気メガホン	1
のこぎり	8	メガホン	8
担架	4	その他自主防災会が 選択した器材	
シート	2		



救出救護用器材及び防災器材格納庫

事業所と地域（自主防災会）との連携

地域防災ネットワークの一つとして、事業所（企業）は、自助の観点から事業所防災を推進していくとともに、共助の観点から地域防災活動に貢献し、周辺地域との連携強化を推進することが大切です。このため、平成 10 年度から、大規模災害時における被害軽減のため、各事業所の特性をいかしていただき、事業所と自主防災会との連携を図るという取組を推進しています。

これまで事業所と自主防災会とが応援協定を締結し、連携が図られているものとして、事業所側からは、防災活動の応援、防災活動（救出救護、消火、給食給水）用資器材の提供、食料・飲料水の提供、避難場所の提供などがあります。また、自主防災会側からも小規模事業所に対する防災活動を支援する例があります。さらに、防災訓練や研修を通じて、締結内容がより実効性のあるものとするとともに、相互の信頼関係を構築されています。



事業所の井戸水を活用した消火訓練

防災行動マニュアルの運用

阪神・淡路大震災では、閉じ込めや下敷きになった多くの方々のうち、ほとんどの方が御近所の顔見知りの方に救出されました。また、地震による火災の被害を最小限にとどめたのも、日頃からの連帯が強い地域でした。災害が起こったときに大きな力を発揮するには、家庭や地域のつながりが大切であることは東日本大震災でも明らかになっています。

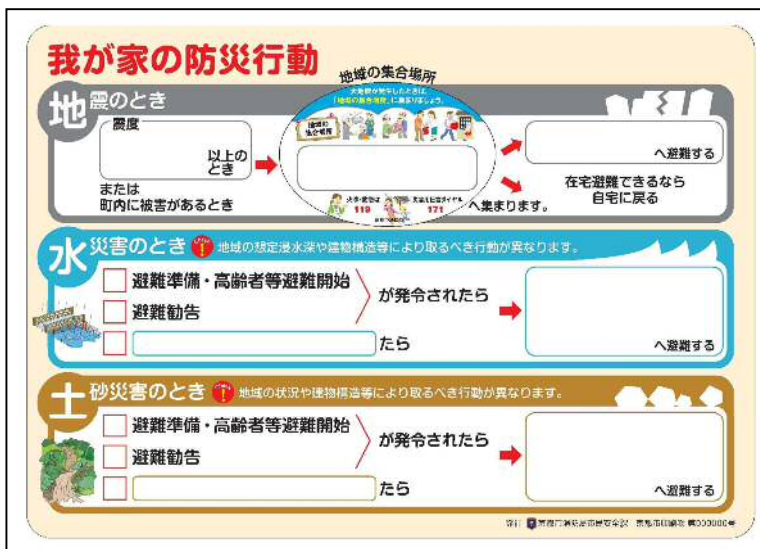
大規模な災害時には自主防災会と自主防災部の連携した活動が重要であることから、自主防災会の防災計画となる防災行動マニュアルが平成 29 年度までに策定され、今後は各自主防災部で策定されている防災計画との整合性を図るとともに、より実効性の高い内容となるよう、防災訓練等を通じて検証、必要な見直しを行い、いざというときに自ら考え行動できる自主防災組織づくりを推進します。

【防災行動マニュアル運用の流れ】

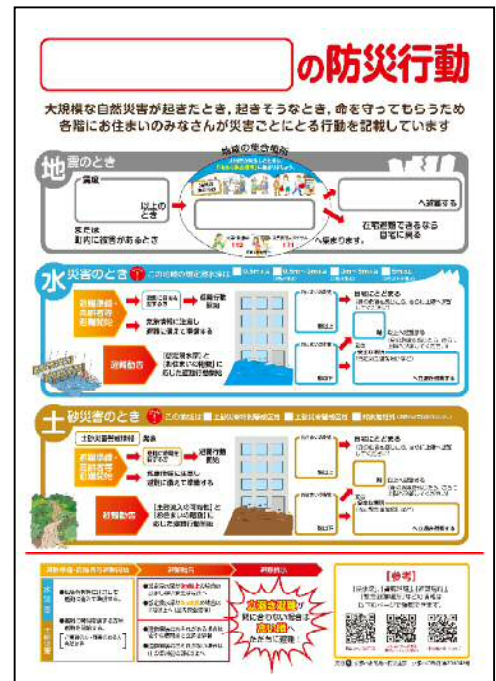


防災行動シール・ポスターの配布 ※平成 29 年 9 月から配布

市民の皆様が、家族の状況や家屋の形態（一軒家又は共同住宅）、地域の状況等を踏まえ、震災時、水災時及び土砂災害時にどの段階で、どのような防災行動をとるのかを記載し、冷蔵庫や玄関など目に付くところに貼っていただくシールを配布しています。さらに、共同住宅等のエレベーターホールやエントランスの掲示板上に掲出できるポスターも併せて配布し、災害時に大切な防災行動及び自助・共助について啓発しています。



防災行動シール



防災行動ポスター

防火・防災指導

市民一人一人が自らの安全についての意識を持ち、火災や地震などの災害や家庭内の事故などに対し、適切に対応する知識や技術を身に付けていただき、災害に強い人づくりを進めるため、自主防災組織、事業所、ジュニア消防団、教育施設（未就学児施設を含む）、老人クラブ、その他の各種団体等をはじめとした全ての市民を対象に、防火・防災指導や応急手当等の普及啓発等を行っています。

市内各所において、あらゆる機会を通じて、消火器の取扱いや地震の体験、講習会などを開催し、火災予防の普及促進や災害発生時の初動活動等の指導を行っています。

年代別防災指導カリキュラム

東日本大震災をはじめとする災害が各地で頻発し、住民の生命、身体及び財産を災害から守るための地域防災力の重要性が増えている一方で、少子高齢化の進展などの社会情勢の変化により、今後の地域の防災活動の担い手を十分確保することが困難となっています。

そこで、地域防災活動の担い手となる幼少年の防災教育を充実させるため、年代に応じた防災指導カリキュラムを作成しました。このカリキュラムにより、系統立てた長期的な防災指導を実施し、いざというときに自ら考え命を守る行動をとることができるとともに、周りの人を助けることができる人づくりを推進していきます。



京都学生消防サポーター

「大学のまち・京都」の特性をいかした学生による登録制の消防サポーター制度として平成19年12月に創設しました。学生に対する防火及び防災に関する知識と技能の普及を図るとともに、大規模災害の発生時には、自主防災組織と共に応急救護活動等を行うことを目的としています。

市民消防表彰

日頃から積極的に自主防災活動等を実践し、安全なまちづくりに貢献した市民団体及び個人の努力をたたえるため、次の区分により表彰を行っています。

◇ 自主防災会等表彰

自主防災活動等の実践について著しく努力し、功績のあった自主防災会、自主防災部等

◇ 自主防災活動推進功労者表彰

自主防災活動の推進について著しく努力された自主防災組織役員

◇ 防災功労者表彰

自主的な火災予防等の活動について著しく努力された団体及び個人

◇ 事業所表彰

自主防火管理の実践について著しく努力し、顕著な成果のあった事業所

[自主防災会・市民関係の統計はこちら（年報）](#)

[市民研修関係の統計はこちら](#)